

第5章 取引審査

第1 概 説

1 取引審査の意義等

取引審査は、証券取引等の公正を確保し、投資者の保護を図ることを目的として、以下の規定による大蔵大臣からの委任に基づき、証券会社等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を収集して、日常的な市場監視を行う業務である。

証券会社及び証券会社の親銀行等	(証取法 第56条)
証券業務の認可を受けた金融機関	(証取法 第66条)
証券業協会	(証取法 第79条の15)
証券取引所	(証取法 第154条の2)
外国証券会社国内支店及び特定金融機関	(外証法 第21条の2)
金融先物取引所及びその会員	(金先法 第52条の2)
金融先物取引業者	(金先法 第77条の2)
金融先物取引業協会	(金先法 第90条の2)

(注1) () 内は、監視委員会への報告・資料の収集権限の委任規定である。

(注2) 監視委員会は、検査権限と同様、監視委員会に委任された報告・資料の収集権限についても、財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、監視委員会は、自らその権限を行使することができる。）。

2 取引審査の範囲

取引審査の範囲は、報告・資料の収集権限の委任に関する政令(証取法施行令第16条、第17条の5、第18条の2、第19条の2、外証法施行令第14条、金先法施行令第3条、第4条、第7条、第10条)に

において定められているところから、相場操縦の禁止、内部者取引の禁止、証券会社又は役員若しくは使用人の禁止行為等について、日常的な市場監視を行うこととされている（附属資料1—3参照）。

3 取引審査の視点及び着眼点

取引審査は、

- (1) 株価が急騰・急落した銘柄
- (2) 企業の決算期前後の株価動向
- (3) 企業が転換社債等を発行する際の転換価格等の算定日前後（ファイナンス期間）の株価動向
- (4) 対当売買執行前後の株価動向
- (5) 株価形成に重大な影響を及ぼす情報が発生した銘柄
- (6) 一般から寄せられる様々な情報

などに着目し、

- (1) 市場仲介者として一般の投資者より重い責務を負う証券会社等がどのように関与していたか
- (2) それらの関与が証取法等の法令に触れるものではなかったか
- (3) 証券取引所等の自主規制機関が有効に市場監視の機能を果たしているか

などの面を重要なポイントとして、実施している。

また、自主規制機関である証券取引所、証券業協会等の市場監視部門とは、定期的又は隨時に必要な情報交換を行うとともに、事実関係に関する照会を行うなど緊密な連携を図っている。

審査の結果、問題が把握され、更に深度ある調査を必要とする事案については、臨店等による検査を実施する等、一層の問題の究明を行うこととしている。

第 2 取引審査実績

1 審査件数

取引審査は、日常的に市場動向を監視するため、市場情報、企業情報の収集に努めるとともに、証券会社等から資料を徴取し、あるいは事情聴取を行い、一定期間、一定範囲について詳細に審査を実施している。

本公表の対象期間において審査を行った件数は、以下のとおりくなっている。

価格形成に関して審査を行ったもの	111件
内部者取引に関して審査を行ったもの	62件
その他の観点から審査を行ったもの	22件

また、監視委員会、財務局等のそれぞれの審査件数は、以下のとおりくなっている。

監視委員会	107件
財務局等	88件

2 審査結果の概要

審査の内容を概観すると、価格形成に関しては、全般的な市況低迷の中にあって個別銘柄に人気が集中し株価が急騰した局面がみられたもの、さらに、その急騰局面において特定委託者による売買がみられたもの、また、決算期末に株価が大きく変動したものなどを中心に審査を行った。内部者取引に関しては、発行会社が業績予想の修正、新株の発行、合併などの公表を行うことにより株価が大きく変動するなど、投資者の投資判断に重大な影響を及ぼしたと思われるものなどを中心に審査を行った。

審査の結果としては、問題がないことを確認するものも多かった

が、これらの審査活動を通じての証券市場に対する日常監視は、不公正な取引を未然に防止するための直接的又は間接的な抑止力として機能している。

本公表の対象期間における具体的な審査事案としては、以下のようなものがあった。

(株価形成に関して審査を行ったもの)

- (1) 特定委託者による株価の引き上げを意識したと思われる不自然な買付け及び当該特定委託者の売り買いが対当する売買が行われた結果、一定期間、株価の継続的な上昇がみられたもの
- (2) A発行会社の大株主であるB社及びその関係者が継続的な買い集めを行っているほか、株価固定的な相場状況がみられたもの
- (3) C発行会社の株価が急騰し、その間、同一人が実質的な代表者を努めている数社の大量買付けがみられたもの

(内部者取引に関して審査を行ったもの)

- (1) D発行会社は第三者割当増資の公表を行ったが、その公表前ににおいて、増資引受先であるE社及びE社役員によるD社株の買付けが認められたもの
- (2) F発行会社は業績予想の下方修正を公表したが、その公表前に業績予想の修正報告を受けたF社役員による自社株の売付けが認められたもの
- (3) G発行会社は、H社から第三者割当増資を引受け同社を子会社とする旨を公表したが、その公表前にG社役員による自社株の買付けが認められたもの
- (4) I発行会社は、更生手続き開始の申立てを行ったことを公表したが、その公表前にI社社員及び取引先の者の売付けが認められたもの

(その他の観点から審査を行ったもの)

- (1) J証券会社は、関係会社であるK不動産を相手方として数十回にわたるいわゆる益出しを目的とした対当取引を行ったが、その戻しの取引において常に売付価格より高い価格での買戻しが認められたもの
- (2) L経済研究所がM銘柄に関するレポートを作成したのを受けて、株価が出来高を伴って上昇し、その過程でNの大量売買がみられたもの